

資格・総合

街の不動産トラブルを解決する

23 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができます。ここでは、そのような街の不動産業者調停人候補者の方々の声を紹介します。

解決の意思が大事

以前、住宅建築工事請負契約について、上棟後契約解除したいという施主と建設会社のADRに調停員として関わりました。各々の主張はあるものの、執着や意地を張り続けることの非合理性を、理解頂き、「解決したい」という意思が相互利益を生むことを

痛感しました。

結果としては、両当事者の協力のおかげで、期間2カ月以内に和解しました。訴訟より、「早く・安く」解決することができ、改めて裁判外解決法（ADR）は現代向きの画期的な事件解決の仕組みであると思いました。

私が調停人候補者となった理由を紹介します。私は原告、被告となり数件の裁判を経験してきたため、ADRで、裁判当事者としての経験が生かせるのではないかと考えたのです。

自分自身の反省点として、妥協して和解し、後悔するのではなく、当事者が納得し

て、和解してよかったと思えるためにお手伝いさせていたで、自分で自身

調停人としてADR

を実際に行った際に意識して

いたこととして、話し、納得、和解合意することが大切

強制はダメ

金銭的な問題、感情的な問題、そして時間的な問題。その問題の優先順位は、和解合意しなくてはならないと思っ



取引を進める上で気をつけるポイントは多々ある。注意しないと紛争となる

石 舘 浩 二 氏

株式会社 っぽん不動産 代表取締役 (仙台市若林区)

【調停人候補者】

決して、調停人の判断で急いだり、決めつけたり、和解合意前提であることを強制してはいけな



石舘浩二氏